介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

令和　　年　　月　　日

事業所名

所 在 地　　東松浦郡玄海町大字平尾 380 番地 1

名　　称　　指定玄海園居宅介護支援サービス

説明者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

私は、本書面により、事業者から介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントについての重要事項の説明を受けました。

また、サービスの提供開始及びサービス担当者会議等において、私及び私の家族等の個人情報を用いることに同意します。

利用者	住所	玄海町大字
	氏名	㊞
署 名 代行者	住所	
	氏名	（続柄:　　）　㊞

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業所の概要

（フリガナ） 運営主体の法人名 （事業者名）	ｼｬｶｲﾌｸｼﾎｳｼﾞﾝ　ﾃﾝｼﾞｭｶｲ 社会福祉法人　天寿会
運営主体の所在地	佐賀県北多久町大字小侍 640 番地 1
ホームページアドレス	https://www.tenjyukai.com/
運営主体の代表者氏名	理事長　諸隈　中
（フリガナ） 事業所名	ｼﾃｲｹﾞﾝｶｲｴﾝｷｮﾀｸｶｲｺﾞｼｴﾝｻｰﾋﾞｽ 指定玄海園居宅介護支援サービス
事業所の所在地	佐賀県東松浦郡玄海町大字平尾 380 番地 1
電話番号・FAX 番号	TEL　0955-80-0378 FAX　0955-51-3601
介護保険の指定番号	第 4171400239 号
指定年月日	平成26年7月1日

2. 職員の体制に関する事項

所属する担当職員の 構成・人数		指定介護予防支援事業所
	保健師等（地域ケア経験のある看護師含む）	１名以上
	主任介護支援専門員	
	社会福祉士等	

3. サービスの内容等に関する事項

営業時間 （窓口対応可能時間）	月～金曜	午 前　8 : 30 ～ 午 後　5 : 30
	特記事項	土曜日及び日曜日、祝日、12月31日から翌年1月3日までは休日としております。
サービス提供地域	玄海町内全域	
苦情・相談対応窓口の名称・連絡先・対応時間	事業所又は法人に設置された苦情・相談対応窓口	●指定玄海園居宅介護支援サービス 東松浦郡玄海町大字平尾 380 番地 1 電話番号：0955-80-0378　FAX　：0955-51-3601 受付時間：午前 8:30～午後 5:15 （土日祝日、年末年始を除く）
	公的苦情・相談対応窓口（介護サービス苦情相談窓口）	●玄海町役場　福祉・介護課 東松浦郡玄海町大字諸浦 348 番地 電話番号：0955-52-2220　FAX　：0955-52-2813 受付時間：午前 8:30～午後 5:15 （土日祝日、年末年始を除く）
		●佐賀県国民健康保険団体連合会 佐賀市呉服元町 7 番地 28 号 電話番号：0952-26-1477　FAX　：0955-26-6123 受付時間：午前 8:30～午後 5:15 （土日祝日、年末年始を除く）
事故発生時の対応	担当職員は、利用者に対する介護予防ケアマネジメント又は指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに町、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告します。	
秘密の保持	担当職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。なお、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意を書面により得ます。	
事業者等の紹介	利用者は担当職員に対し、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。	
医療と介護の連携	・利用者が入院するときは、担当職員等の氏名と連絡先を病院・診療所に伝えてください。 ・担当職員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報を主治の医師等に提供します。 ・主治の医師等に医療系サービスの位置付け等の意見を求めたときは、介護予防サービス計画を交付します。	

虐待防止に対する対応	・虐待防止に対する責任者を選定します。研修計画を策定し、従事者に対する研修を実施します。 ・虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合は、管理者へ報告し、管理者から町へ報告します。
利用料	【介護予防支援】 介護予防サービス計画作成に係わる費用（月額 4,720 円・初回加算1回 3,000 円・委託連携加算 3,000 円）は、介護保険から全額給付されますので、自己負担はありません。但し、介護予防サービス計画を受けることについて、予め町に届け出ていない場合や、介護保険料の滞納等の理由で介護保険の給付が行われなかった場合、利用料として上記金額が自己負担となる場合があります。 委託連携加算は居宅介護支援事業所が地域包括支援センターから委託されたときに、初回月にのみ発生します。
	【原則的な介護予防ケアマネジメント（ケアマネジメントA）】 ケアマネジメント作成に係わる費用（月額 4,720 円・初回加算1回 3,000 円・委託連携加算1回 3,000 円）は、地域支援事業から全額支払われますので、自己負担はありません。但し、ケアプランを受けることについて、予め町に届け出ていない場合は、利用料として上記金額が自己負担となる場合があります。 委託連携加算は居宅介護支援事業所が地域包括支援センターから委託されたときに、初回月にのみ発生します。
解約	解約日の7日前までに予告することにより、いつでもこの契約を解除することができます。

4. 介護予防支援の流れ

アセスメント（課題分析）→ケアプラン原案作成→サービス担当者会議→利用者への説明・同意→ケアプラン確定・交付（利用者、サービス提供者へ）→プランの実行（サービス利用）→モニタリング（給付管理、評価）

5. 介護予防ケアマネジメントAの流れ

アセスメント（課題分析）→ケアプラン原案作成→サービス担当者会議→利用者への説明・同意→ケアプラン確定・交付（利用者、サービス提供者へ）→プランの実行（サービス利用）→モニタリング（給付管理、おおむね3ヶ月毎に評価）